

令和4年4月11日

練馬区立小・中学校、小中一貫教育校に
お子様を通わせている保護者の皆様へ

練馬区教育委員会教育振興部
教育指導課長 山本 浩司
(公印省略)

登下校中等に地震が発生した場合の対応について

練馬区教育委員会では、学校との共通理解のもと、登下校中等に地震が発生した場合の対応について、次の通りとします。安全指導や避難訓練などの機会を通じて学校で児童（生徒）に指導いたしますが、各ご家庭においても、有事の際に状況に応じた安全確保が確実になされるよう、お子様との十分な確認をお願いいたします。

1 震度5弱以上の地震が発生した場合（身の危険を感じる大きな地震が発生した場合）

(1) 登校前に発生した場合

学校は臨時休業となるため、児童（生徒）は自宅待機となります。

※前日の下校以降、翌日の登校までに発生した場合は、翌日が学校臨時休業日となるので翌日以降は学校から連絡があるまで自宅待機となります。

※学校がすべての児童（生徒）の安否確認を行います。

(2) 登下校時に発生した場合

①児童（生徒）は、自分の判断で安全な場所（落ちてこない・倒れてこない）へ避難します。

②揺れが収まった後、原則として学校に近い場合は学校に移動、自宅に近い場合は自宅に移動します。判断に迷う場合は学校に移動します。

※保護者が自宅にいない場合は学校に移動します。（各家庭の状況や通学距離に応じた対応をお子様と十分確認するようにしてください。）

※学校がすべての児童（生徒）の安否確認を行います。

※学校に児童（生徒）がいる場合には保護者が引き取りに来るまで待機させます。

2 震度4以下の場合

安全に気を付けて登校します。

※被害状況により、臨時休業となる場合があります。

※被害状況により、保護者判断でお子さんを遅刻・欠席させた場合は、学校が安否確認の連絡をします。

※被害状況により、保護者への引き渡しによる下校とすることがあります。

【問合せ先】

教育振興部教育指導課

電話 5984-5759